

群馬県玉村町における中世屋敷の一様相

— 福島久保田遺跡を中心に —

飯 森 康 広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

- 1. 掘立柱建物の検討
- 2. 出土遺物の状況

3. 若干の考察

おわりに

— 要 旨 —

玉村町周辺地域は、県内でも中世屋敷の発掘調査例が多い地域である。近年の調査報告書の増加により、調査成果の総括的な検討が期待される地域である。こうした見通しに立つ時、すでに刊行されている報告書についても、再度検討し直すことで、資料の掘り起こしが期待されてくる。福島久保田遺跡はその一例である。

中世屋敷を検討する対象として主要要素を占める掘立柱建物は、その認定作業が必ずしも徹底されておらず、調査段階・整理段階における方法的な違いにより、異なる成果が生じている。また、対象となるピットの総数が多い場合、時間的な制約から検討が不十分となることも起こってくる。本稿では、既報告の掘立柱建物も含めて、27棟の認定を行い、図示することとした。

一方、屋敷や建物の存続年代を想定する根拠となるのが、出土遺物である。近年の研究動向では、出土遺物の総量把握が期待されている。したがって、報告済み遺跡についても、必要により未掲載遺物を実見し、遺物をとらえ直す作業が期待されてくる。ここでは、共同研究の過程で行った悉皆的な調査結果を援用し、遺跡の傾向をみることができた。その結果、地域でも比較的古く、14世紀後半から15世紀前半に盛期を持つ屋敷・建物群であるという結論に達した。

地域的な総括研究の見通しに資するため、屋敷内部・建物の特徴や問題点について、若干の予察を行い、屋敷全般を通じて、東西棟と南北棟各1棟ずつがセットで主屋となる傾向、3・4類段階で平面正方形の建物が多い点、桁行平均柱間は6尺前後と7尺前後にほぼ二分される点を指摘した。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県

研究対象 屋敷 掘立柱建物

はじめに

福島久保田遺跡は、群馬県南部の佐波郡玉村町福島に所在し、利根川右岸近くの微高地上に位置する複合遺跡で、調査された第3面から未周知の中世屋敷が発見されたものである（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団：以下群埋文2003）。周辺では国道354号建設に先立つ大規模な発掘調査が行われ、中世屋敷が発見されたものとして、西から斎田中耕地遺跡（群埋文2010）、斎田竹ノ内遺跡（2011）、福島飯玉遺跡（2008a）、福島飯塚遺跡（2008b）、福島大島遺跡（2009）がある。こうした状況から、本遺跡周辺は中世屋敷が集中する地域と見なすことができる。また、斎田中耕地遺跡の西に隣接する上新田中東遺跡（2005）から滝川の間では、中世屋敷が発見されておらず、斎田中耕地遺跡が周辺屋敷群の西限である様相も見え始めている。現在斎田中耕地遺跡のⅢ区とⅣ区の間に南北に走向する町道は伝統的なものと思われ、南は玉村八幡宮の北東角に接し、北は田村屋敷をはじめとする斎田の中世屋敷群¹⁾に向かう状況が確認できる。

本稿が主な題材とする掘立柱建物は、その認定作業が必ずしも徹底されておらず、調査段階・整理段階における取り組み方の違いにより、異なる成果が生じている。例えば、目視のみによる確認作業により掘立柱建物を抽出する場面に遭遇したケースもある。また、対象となるピットの総数が多い場合、時間的な制約から検討が不十分となることも起こってくる。

しかし、基本姿勢として、調査段階においては、遺構

確認段階で概念平面図を作成し、加えて柱痕跡なども図化し、掘立柱建物を想定した上で掘削を開始すること。また、ピットを半裁した所見で組み直しながら、最終的な建物認定を完了することが望まれるところである。一方、整理段階においても、調査段階の成果を尊重しながらも、柱間や柱筋の通り具合が不揃いで、かつ周辺に組み替えられるピットがある場合には、調査資料を十分に吟味して修正すべきと考える。

筆者は、上記の玉村地域の遺跡のうち、斎田中耕地遺跡²⁾の調査を担当し、整理作業でも関与できた。また、斎田竹之内遺跡についても、整理段階で建物の認定および検討の機会を与えられた。こうした経緯から、本地域の中世屋敷を検討できる状況が整いつつある。

中世屋敷を検討する対象として、遺構では建物、遺物では陶磁器がその中心となるが、陶磁器についても様々な問題がある。なかでも今日的な問題として、出土陶磁器の総量把握の必要性が上げられる³⁾。このため、筆者の参加する玉村中世史研究会の共同作業⁴⁾として、本遺跡の未掲載遺物の悉皆調査を行ったので、その成果から中世屋敷の存続年代を判断したい。

建物についても、調査原図に立ち返り再認定を行い、その結果を提示することとした。それは、報告済みの遺跡を再検討することで、潜在する建物資料の掘り起こしをさぐる試みとなろう。また、その作業の成果を受けて、若干の予察を行い、将来的な総括的検討への展望としたい。

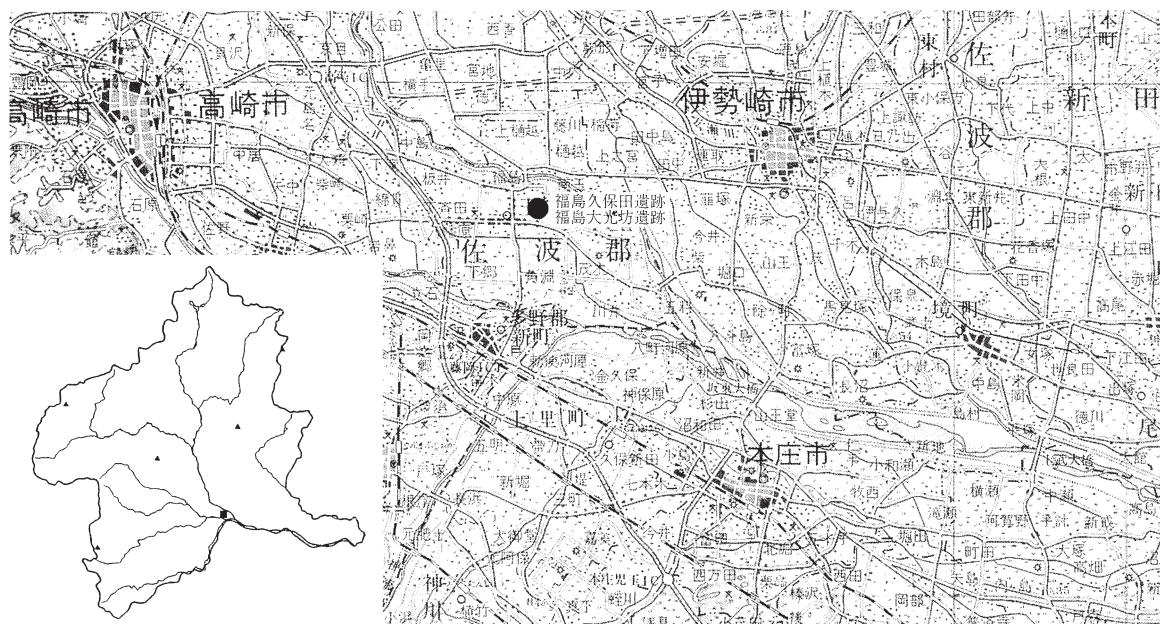


図1 遺跡位置図（国土地理院1／20万「宇都宮・長野」使用：群埋文2003より）



図2 左:福島久保田遺跡2区全体図1/320(群埋文2003付図に加筆)、右:同2区ピット抽出図1/200 161

1. 掘立柱建物の検討

(1) 方法と想定

中世面にあたる A s - B 混土層は、調査段階では第3面として調査されている。上層である第2面では、近世の利根川起源の洪水層により被覆された水田跡が調査され、下層第4面では A s - B 直下の水田跡が検出されている。また、第1面は A s - A で被災した耕地を天地返しによって復旧した溝の調査であるため、第2面を被覆する洪水層は18世紀後半以前であることは確定している。加えて、第2面の耕作土も第3面と近似する A s - B 混土である点などを考慮すれば、第3面は概ね中世面として層位的にもとらえられたものと見なされよう。

検討にあたっては、調査原図を使用した。縮尺の関係で精度が高いためである。具体的には、第3面として調査・実測されたスケール 1/20 の平面図を 1/40 に縮小し、1 尺 30.3cm を 1 マスとした方眼を基準に、柱穴の規模や深さ、間隔に考慮して掘立柱建物の認定を行った。なお、報告では 15 棟の掘立柱建物が認定されているが、「調査時には 8 棟が立棟されていたが、さらに整理作業時に図面上で確認した掘立柱建物が 7 棟あり、多少変異が生じる面もあるがこの 15 棟を報告していくものとする」(群埋文 2003) とある。つまり、報告された掘立柱建物の認定には、調査段階と整理段階の 2 系統があることが判明する。

以下、検討をすすめる前提として、報告内容と本稿における筆者の想定結果との相違点に触れておく。まず、調査段階で認定された掘立柱建物は全体写真から判断して、報告における 1・2・3・4・7・9・13・15 号掘立柱建物（以下建物と略す）の 8 棟である（図2）。ただし、実際は 9 棟あり、1 棟は整理段階で不採用になったとみられる。したがって、整理段階では 5・6・8・10・11・12・14 号建物の 7 棟が認定されたものと判明する。さて、筆者の検討によれば、1・2・4 号建物はほぼ追認できる（本稿における 1・27・9 号建物）。ただし、1 号建物は南東隅柱 P 4 を入れ替え、P 5 を他に使った。また、2 号建物では整理段階で追加された P 3・9・12 が配置を乱しており不要と判断した（図3 参照）。

さて、残りを考えるにあたり、前提となるのがピットの状況である。図2の左右を比較すれば分かることおり、調査時に比して掲載ピット数が少ない。もちろん、調査段階ではこれらすべてのピットを考慮して認定を行ったことは言うまでもない。ただし、ピットは、断面図作成の必要や出土遺物の有無により選別され、無番号のピットは非掲載となってしまったらしい。ちなみに追認された掘立柱建物はすべて調査区の西側に位置し、重複も少なく、ピット数も少ないとわかる。反面、残る掘立柱建物はピット数の多い東側に集中している。

こうしてピット数を調査段階に戻して考えると、9 号

建物は桁側の柱間が長すぎており、周辺のピットを考慮してもあえて選別する根拠が弱い。7 号建物は L 字形を呈し、遺存状態が悪い状況にあるか。あるいは柵列の可能性もあるので建物から外すこととした。残る調査段階認定の 3・13・15 号建物は、いずれも 2×2 間の小規模な建物であり、多少柱筋が乱れても許容範囲である。したがって、是否の判断は難しい。ただし、筆者が別に認定した建物とピットが競合した際は、より蓋然性が高い認定に引き寄せられるため、追認できなかつたのである。掘立柱建物の認定においては、得てして 1 つのピットをどちらの建物に帰属させるかという局面が発生し、柱間と柱筋のより規格性の高い方が優先されることとなるからである。

さて、調査段階の掘立柱建物については、3 棟を追認、5 棟を不採用とした。また、整理段階で認定された 7 棟については、筆者と同様図上復元であり、認定条件では立場的な違いはないと考える。そうした視点で見ると、6・8・10・11・12・14 号建物はいずれも柱間が乱れ、ピットの大きさも甚だしく異なり、8 号建物は井戸を柱穴とするなど、強引なものも見られる。今回、筆者が建物認定した中でも追認されるものがなかつたので、あえて詳述は避けることとする。

以上、報告されている掘立柱建物の状況を確認した上で、以下本論に入ろうと思う。なお、掘立柱建物の番号については、あえて新しく番号を付番し、主軸方位による分類に対応させた。また、報告書とほぼ一致する 3 棟は、表3 にも番号を示してある⁵⁾。

作業の結果、南堀の北側主要部分で 23 棟、南堀と 11 号溝に挟まれた細長い部分で 4 棟、あわせて 27 棟を認定した。詳細は図4～9 に示した。重複が激しいが、紙面の都合で 1 棟単位で掲載することは断念し、主軸方位による分類に従い、1・2 類で 1 枚（図4）、3 類で 2 枚（図5・6）、4 類で 2 枚（図7・8）、南堀南で 1 枚（図9）、都合 6 枚の遺構図を掲載した。分類の基準は、1 類が N-21°～22° -W、2 類が N-5°～12° -W、3 類が 3° W-N-4° E、4 類が N-(5)°～15° -E⁶⁾ である。なお、数値は南北棟を基準に表した。また、辺ごとに例えば南北棟なら、東辺と西辺で別々に方位を計るため、「～」表示となっている。

(2) 計測と集計

計測については、筆者が分析に必要と考えるものとして、桁・梁側の長さ（身屋部分の隅柱穴間の心々距離）を 1/40 縮尺の平面図により計った。計測結果は表1 のとおりである。なお、各柱穴の規模や深さは建物認定の参考としたが、計測は行っていない。集計項目は表2 に示した。

棟方向別にみると、東西棟は 1 類を除き、各分類で 1

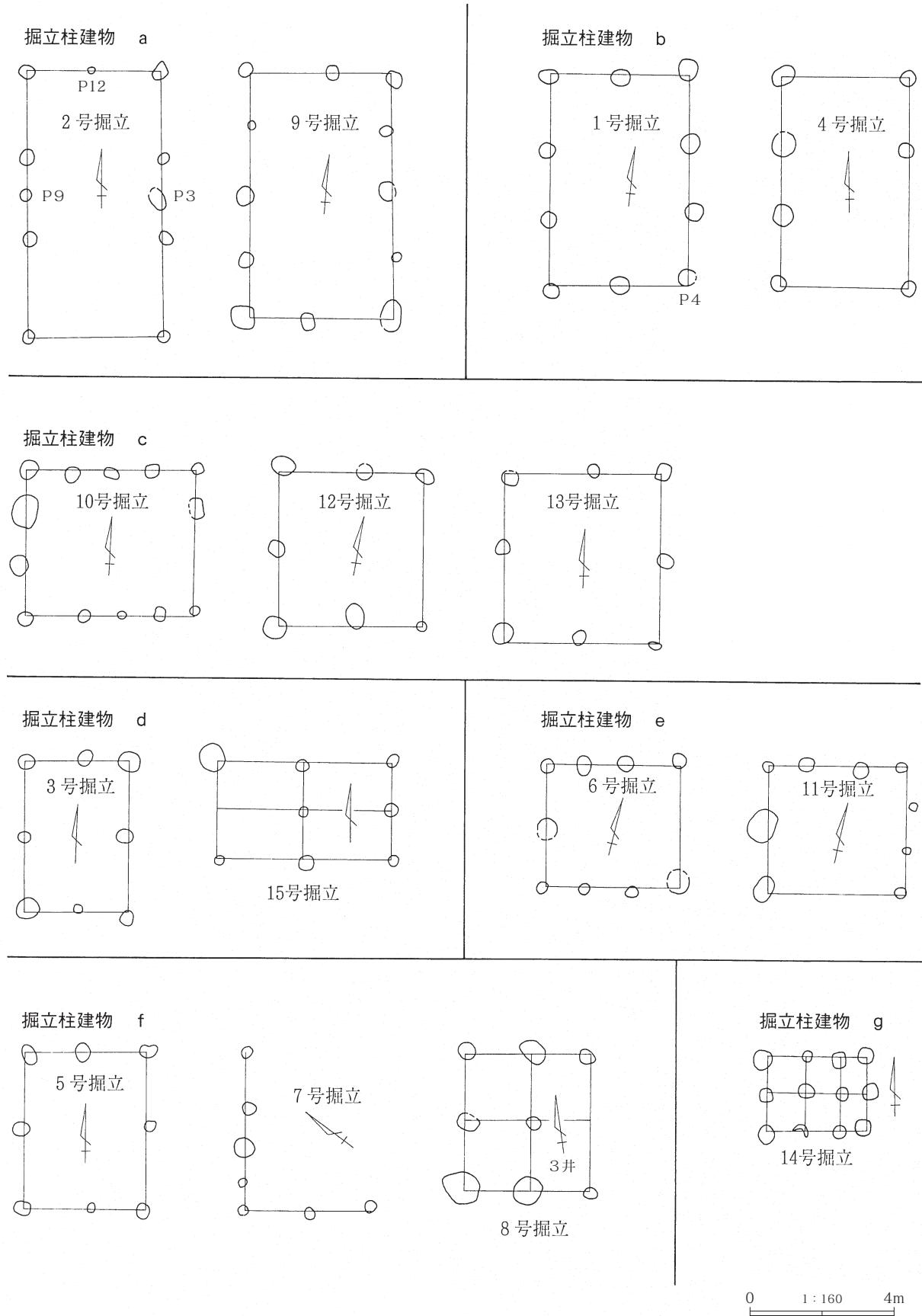


図3 福島久保田遺跡2区で報告された掘立柱建物一覧（群埋文2003に一部注記）

図5 3類建物平面図1 (1/120)

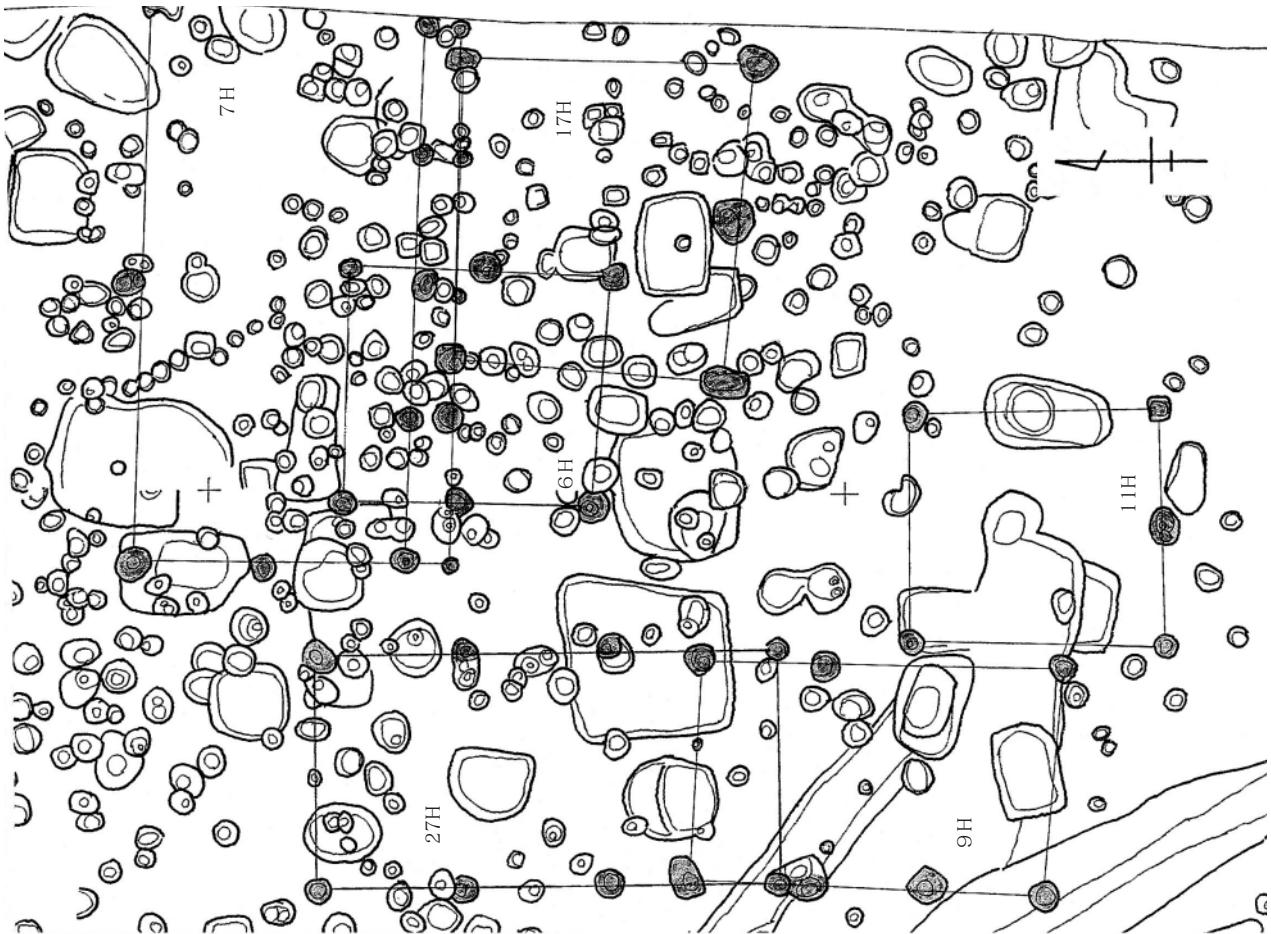


図4 1・2類建物平面図 (1/120)

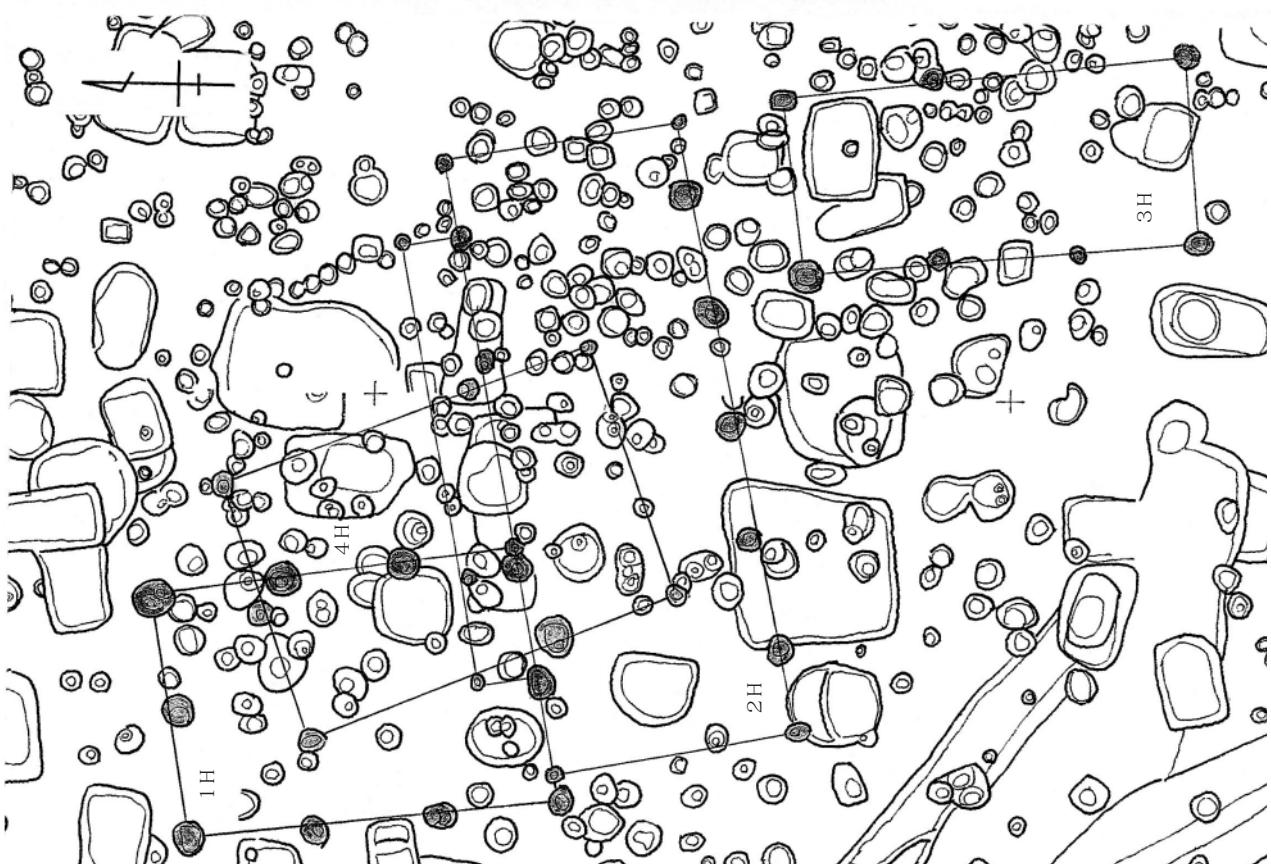


図7 4類建物平面図1 (1/120)

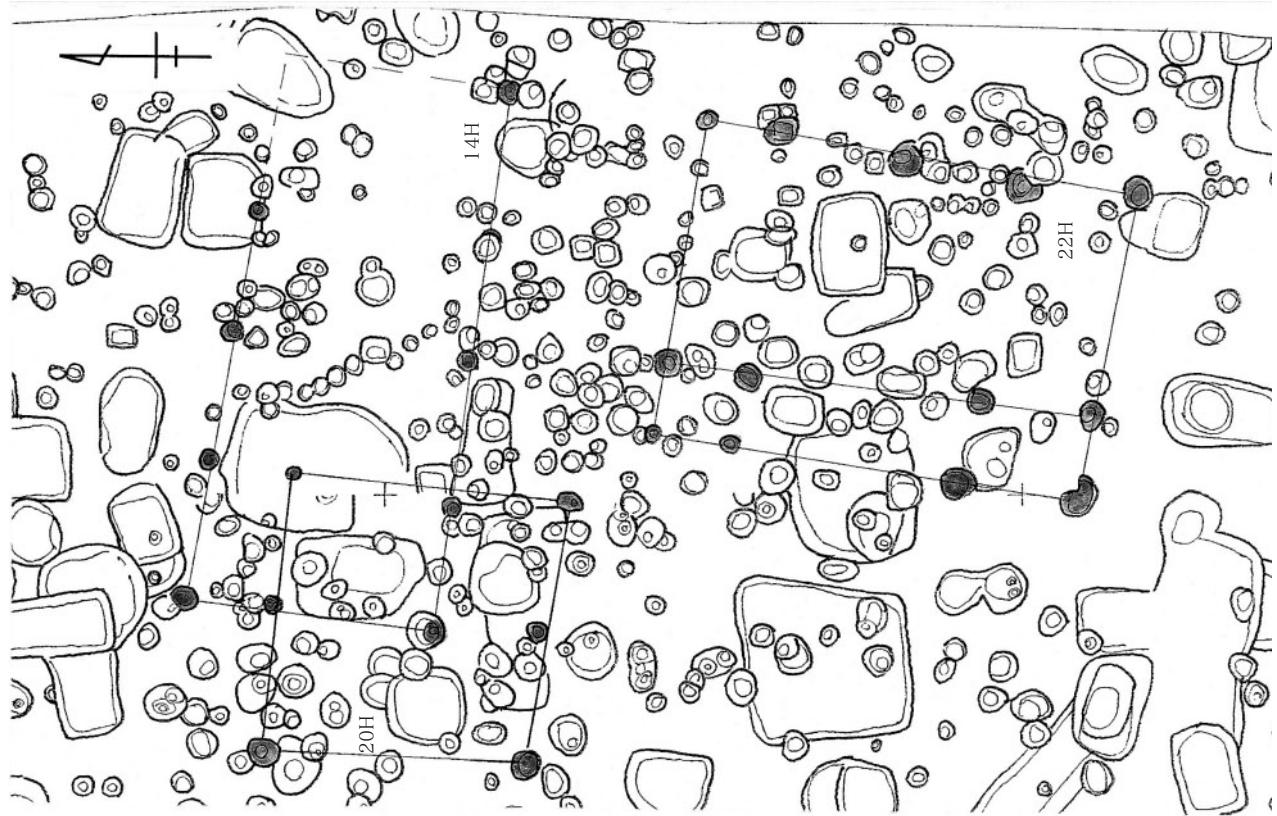
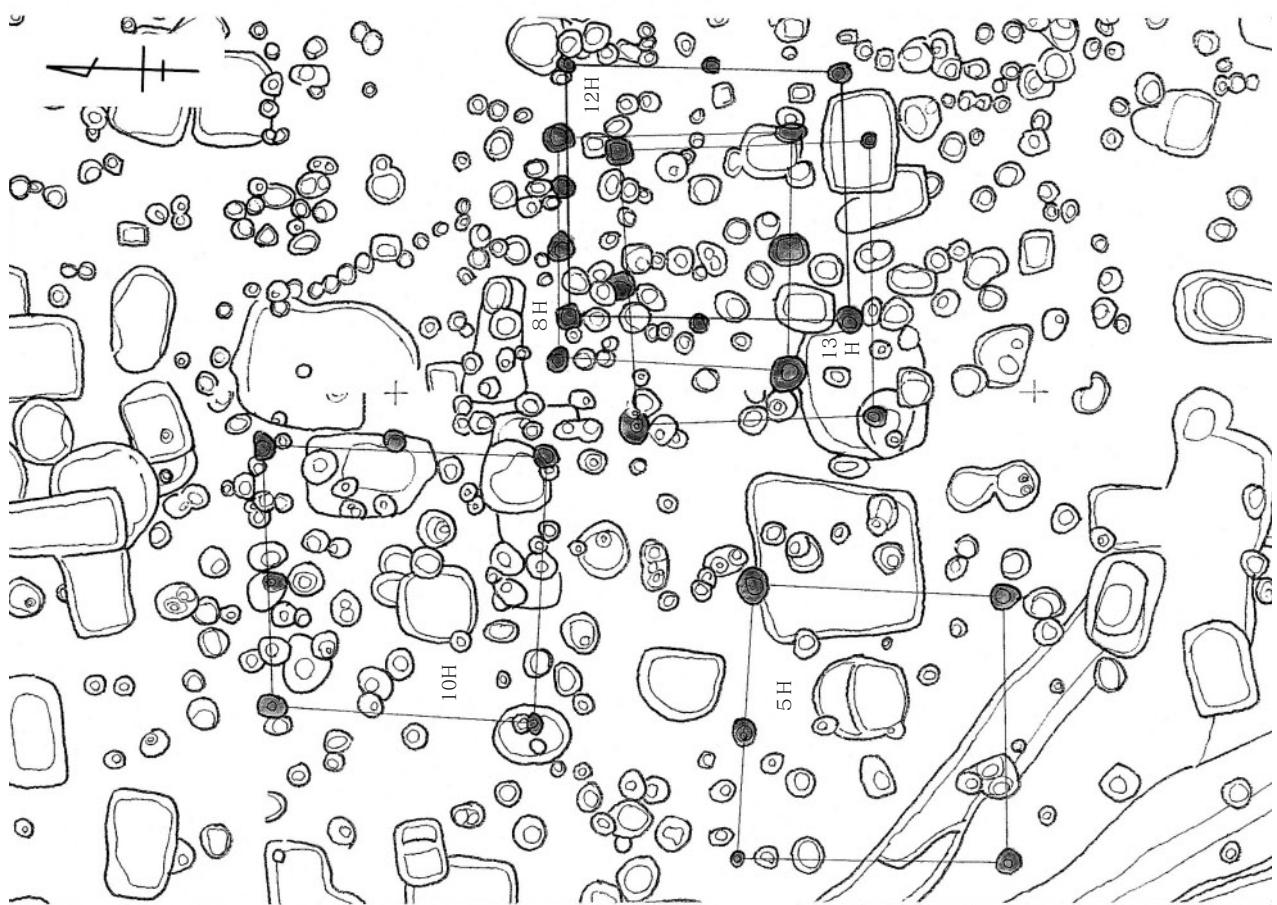


図6 3類建物平面図2 (1/120)



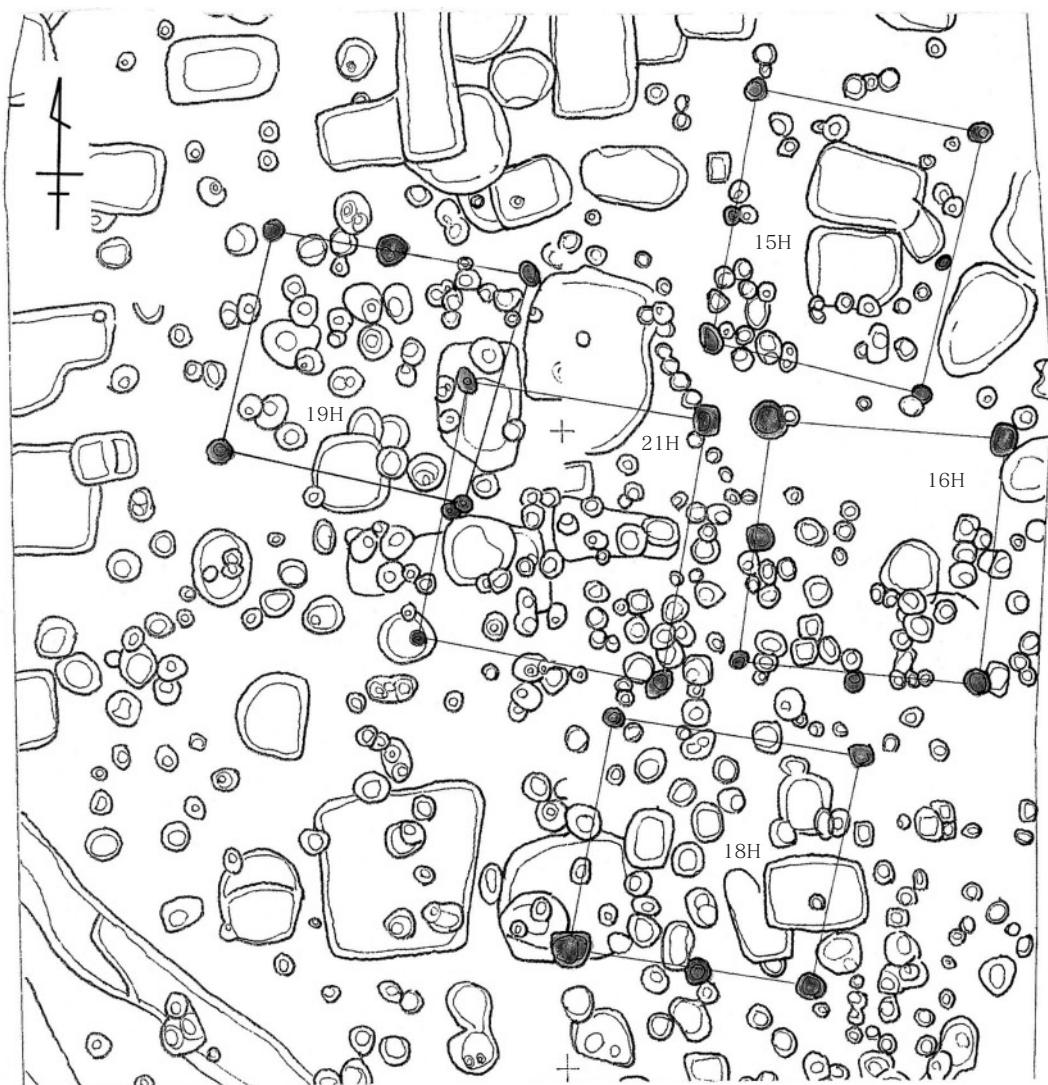


図8 4類建物平面図2 (1/120)

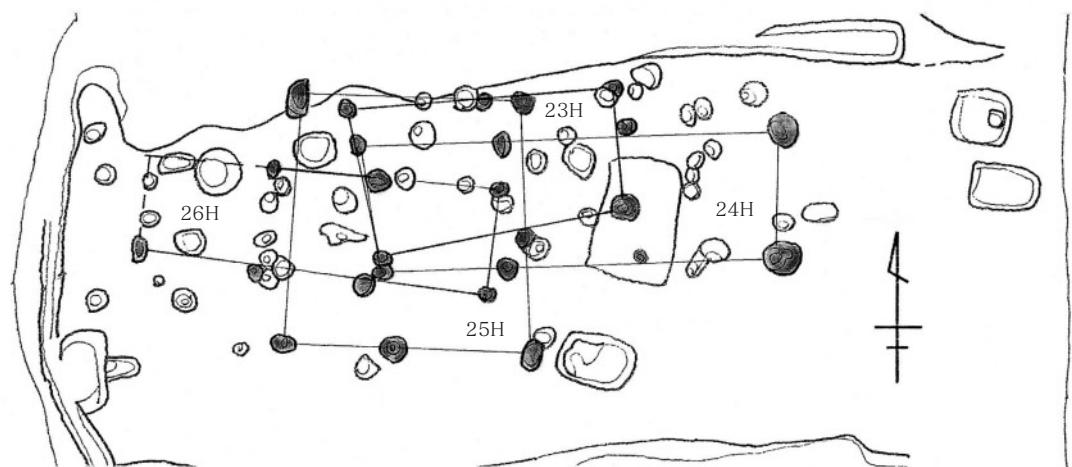


図9 南堀南建物群平面図 (1/120)

棟ずつとなっている。南北棟は分類により2棟のものもあるが、東西棟と重複するものを除くと、分類ごとに東西棟・南北棟とも1棟ずつがセットなる。2類では、2号建物と3号建物がともに東辺がそろっている。3類の9号建物と17号建物も、前者の北辺と後者の南辺がほぼ一致している。また、11号建物と27号建物も、前者の東辺と後者の西辺が一致する。4類の14号建物と22号建物も、2類と同様に東辺がそろっている。加えて、正方形に分類される建物が特に多く、3類で7棟、4類で6棟と、全体の半数を占める。

面積では東西棟・南北棟のものが大きく、 40m^2 を越えるものが1棟ある。1類を除く各分類でも、 30m^2 を越える建物が主屋となっている。

建物構造では、すべて側柱構造で、総柱構造はみられない。桁行で最長のものは4間で、2~4類で1棟ずつである。正方形のものは、1×2間、2×2間と小さく、後者が13棟中4棟と少ない。

桁行平均柱間は、桁行3間以上を有効数値として取り上げた結果、27棟中11棟が該当した。数値としては、5.95~6.29尺が5棟、6.88~7.09尺が5棟、7.93尺1棟の3種に大別される。この選別は、棟方向の違いや規模に関係しないことが読み取れる。

2. 出土遺物の状況

(1) 方法

遺跡の存続時期をとらえるため、未掲載遺物についても悉皆的に調査を行った⁷⁾。遺物のカウント作業では出土地に配慮し、遺構名称のほかグリッド名や出土層位の情報も調査項目とした。出土点数の把握は破片数によるが、接合されたものは1点とカウントした。在地系の内耳土器・焙烙では、底部片の場合判別が難しいため、調査段階では両者並記のままカウントし、本稿の集計では省略除外した。搬入遺物では、鑑定指導などにより、時期判定可能なものも含まれるが、現状では断念した⁸⁾。

(2) 集計

掲載遺物と未掲載遺物の数量をあわせて、表3の出土遺物年代別集計を作成した。在地系土器の内耳土器・鉢を主に基準とした関係で、年代を絞り込めたものが少ない。遺物は14世紀後半から15世紀前半にまとまりがあり、掲載遺物の状況とほぼ一致する。グリッド出土遺物ながら、図10のうち内耳土器2点（同図-2・3）と、鉢（同図-4）が共伴して良いであろう。なお、紀年銘資料として「文和五年」（1356年）と刻書された硯（図10-6）が、32G-10グリッドで出土している。また、16世紀まで下る遺物もあることから、屋敷の盛期を過ぎても若干遺構が継続することも確かである。

遺構別での出土状況をみると、南堀よりも更に南に位置する11号溝でやまとまった出土があり、おおむね

在地系土器と古瀬戸の折縁大皿（未掲載）の年代観は14世紀後半から15世紀前半と一致する⁹⁾。11号溝で出土した在地系土器の掲載遺物では、内耳土器（図10-1）が秋本編年のA群であろう。また、2号井戸出土の鉢（図10-5）はスリ目があり、星野編年IV期（15世紀前半）以降である。

3. 若干の考察

掘立柱建物は、棟方向の違いから4つに分類され、4時期程度が変遷する可能性が高い。各建物同士の重複関係を精査した結果、4類のなかで16号建物が17号建物より新出であることが判明した。しかし、各分類の新旧関係を示す資料はない。一方、3類と4類の建物の割合が近似しており、両者は前後する関係であることは間違いない。そうなると、1・2類が3・4類の前なのか後なのかという問題となろう。ただし、1類1号建物と方位を同じくする土坑は、その建物周辺から北西の狭い範囲であり、建物自体も区画屋敷全体の方向性や遺構配置とはそぐわない印象を受ける。したがって、屋敷内部の建物とすれば、2~4類とは別に扱う必要があろう。また、通例区画溝の走行方向も参考となるが、北・南堀とも建物群と距離があり、南堀は外形が歪むなど、判断基準とならないことがある¹⁰⁾。

建物構成をみると、3類・4類とも東西棟・南北棟各1棟に、正方形の建物が6・7棟重複する状況である。これを東西棟・南北棟と正方形を別として扱うと、3・4類で共通する在り方が説明しにくい。やはり、東西棟と南北棟がセット関係にある段階で、正方形の建物も存在し、正方形の建物の建て替えサイクルが顕著であったものと見なされる。また、東西棟・南北棟も前後に建築・廃絶され、正方形の建物に入れ替わるなどの小規模な変遷を伴うものと考えられる。したがって、単純な構成にみえる2類の状況が屋敷内部の基本的な配置であるともいえる。こうした状況は、出土遺物から14世紀後半から15世紀前半の屋敷遺構内部の状況と見なされよう。ただし、若干後代に続く建物もあるろう。

建物の建築的な問題として、桁行平均柱間が6尺前後と7尺前後の二分されることが判明した。この傾向は、近隣の斎田竹ノ内遺跡¹¹⁾でも認められる傾向であり、今後地域的な傾向として検討していく必要があろう。

屋敷内部の遺構配置をみると、建物群は屋敷の南側に偏在し、その北には長方形の土坑が集中し、更に北に無遺構空間が広がっている。

また、南堀の南には小規模な建物が繰り返し作られ、その南の11号溝では生活遺物が多く出土している。こうした建物群は、屋敷の一部なのか、付随する居住域なのか施設なのか、事例研究を進める必要がある。

表1 掘立柱建物計測値一覧

区	分類	NO	報告NO	主軸方位	面積m ²	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	梁間平均柱間	寸尺	規格・下屋・備考
2	1	1	1	N-21~22° -W	26.08	6.255	2.085	6.88	4.17			1×3間・南北棟
2	2	2		N-78~79° -E	40.86	7.21	1.8025	5.95	3.7			1×4間・東西棟
2	2	3		N-5° -W	24.96	6.4	2.1333	7.04	3.9			1×3間・南北棟
2	2	4		N-7~8° -W	22.55	5.715	1.905	6.29	3.945	1.9725	6.51	2×3間・南北棟
2	3	5		1° W~N~3° E	17.10	4.1	2.05		4.17			1×2間・正方形
2	3	6		N-0~1° -E	14.81	3.98	1.99		3.72			1×2間・正方形
2	3	7		2° W~N~2° E	36.16	8.39	2.0975	6.92	4.31			2×4間・東西棟・南
2	3	8		N-0~2° -E	13.38	3.665	1.8325		3.65			1×2間・正方形
2	3	9	4	N-0~1° -E	20.52	5.675	1.8729	6.09	3.58			1×3間・南北棟
2	3	10		2° W~N~4° E	17.72	4.25	2.125		4.17			1×2間・正方形
2	3	11		1° W~N~2° E	16.97	4.035	2.0175		4.205			1×2間・正方形
2	3	12		1° W~N~2° E	16.99	3.95	1.975		4.3	2.15	7.1	2×2間・正方形
2	3	13		N-1~3° -W	16.44	3.775	1.8875		4.355	2.1775	7.19	2×2間・正方形
2	3	27	2	N-1~2° -W	26.37	7.205	2.4017	7.93	3.66			1×3間・南北棟
2	4	14		N-8~10° -E	33.5	8.59	2.1475	7.09	3.9			1×4間・東西棟
2	4	15		N-10~13° -E	14.34	4.05	2.025		3.54			1×2間・南北棟
2	4	16		N-6~7° -E	14.78	3.79	1.895		3.9	1.95	6.44	2×2間・正方形
2	4	17		N-2~8° -E	21.28	4.325	2.1625		4.92			1×2間・正方形
2	4	18		N-9° -E	14.35	3.91	1.955		3.67			1×2間・正方形
2	4	19		N-9~15° -E	14.56	3.645	1.8225		3.995			1×2間・正方形
2	4	20		N-3~10° -E	18.45	4.29	2.145		4.3	2.15	7.1	2×2間・正方形
2	4	21		N-10~11° -E	15.96	4.145	2.0725		3.85			1×2間・正方形
2	4	22		N-7~11° -E	31.58	5.57	1.8567	6.13	3.745			1×3間・南北棟・北西
2南	2	23		N-85~88° -E	8.65	4.025	2.0125		2.15			1×2間・東西棟
2南	3	24		N-2~3° -W	13.08	6.395	2.1317	7.04	2.045			1×3間・東西棟
2南	3	25		3° W-N-4° E	14.49	3.98	1.99		3.64			1×2間・南北棟
2南	4	26		N-84° -W	9.39	5.46	1.82	6.01	1.72			1×3間・東西棟

*1類:N-21~22° -W/2類:N-5~12° -W/3類:3° W-N-4° E/4類: N-(5)~15° -E

表2 掘立柱建物項目別集計

棟別	2					2南				合計	比率
	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	計		
東西棟		1	1	1	3	1	1	1	3	6	22.2%
南北棟	1	2	2	2	7		1		1	8	29.6%
正方形			7	6	13					13	48.1%
計	1	3	10	9	23	1	2	1	4	27	
規模	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	計	合計	比率
1×2間			5	5	10	1	1		2	12	44.4%
2×2間			2	2	4				0	4	14.8%
1×3間	1	1	2	1	5		1	1	2	7	25.9%
2×3間		1			1				0	1	3.7%
1×4間		1		1	2				0	2	7.4%
2×4間			1		1				0	1	3.7%
計	1	3	10	9	23	1	2	1	4	27	
面積m ²	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	計	合計	比率
~10						1		1	2	2	7.4%
~20			7	6	13		2		2	15	55.6%
~30	1	2	2	1	6					6	22.2%
~40			1	2	3					3	11.1%
~50		1			1					1	3.7%
計	1	3	10	9	23	1	2	1	4	27	

表3 出土遺物年代別集計

			13C		14C			15C				16C				中世	計		
			後	前	中	後		初	前	中	後	初	前	中	後				
II区	在地土器	カワラケ														6	6	52	
II区		鉢				5	1									28	35		
II区		内耳土器					5									1(3)	9		
II区		火鉢														2	2		
II区	古瀬戸	皿					1									2	3	8	
II区		鉢・盤類														3	3		
II区		香炉														1	1		
II区		不明														1	1		
II区	瀬戸美濃	皿										2				1	3	5	
II区		天目茶碗														2	2		
II区	施釉陶器	袋物														1	1	1	
II区	常滑	甕														29	29	29	
II区	渥美か常滑															13	13	13	
II区	焼締	鉢														1	1	1	
II区	中国白磁	碗														1	1	1	
II区	中国青磁	碗			1											1	2	4	
II区				1												1			
II区		不明														2	2		
II区	中国青白磁	梅瓶														3	3	4	
II区		袋物														1	1		
II区	石製品	硯									1						1	1	
	計																	119	

*内耳土器か鉢は、内耳土器に含め〇書き *内耳土器か焙烙かは省略

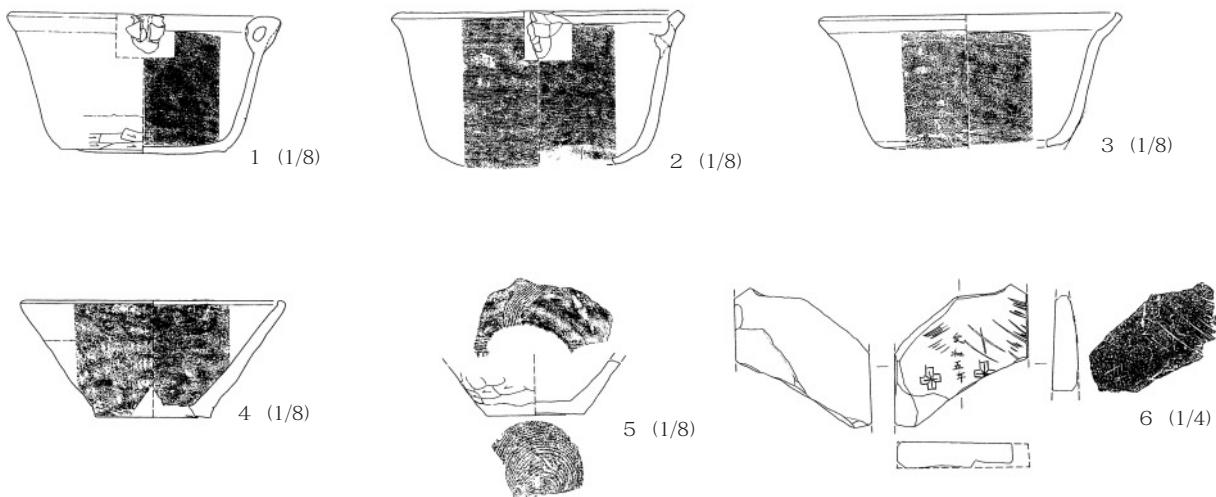


図10 福島久保田遺跡2区掲載出土遺物の在地系土器ほか（カッコ内縮尺）

おわりに

本稿は、報告済みの遺跡について、掘立柱建物を再認定し分析を試みた。検討に当たっては、報告されている建物も考慮し3棟を追認したが、現場段階4棟を含む12棟を不採用とした上で、新たに24棟の認定を行った。掘立柱建物の認定がピットを関連づけることに終始しなければならない以上、いかに拾うかが重点となり、屋敷内部検討の重要な要素となる。その意味で、本検討結果は当初の目的を果たせたものと考える。ただし、その作業が有効であるのか否か。論の分かれるところであろう。筆者も調査段階を重視する立場をとるが、既報告の遺跡であっても、追認の余地を残すものについては、積極的に着手すべきとも考えている。大方のご批判を願いたい。

末尾ながら、未掲載遺物のカウント作業・集計作業とともにを行い、本稿での成果活用をご快諾いただいた黒澤照弘氏、ならびに発掘調査の状況についてご教示いただいた調査担当斎藤利昭氏に感謝申し上げたい。

註

- 1) 群馬県教育委員会 1988『群馬県の中世城館跡』によれば、ほかに温井東屋敷、温井西遺跡、町田屋敷、石原屋敷が分布している。
- 2) 斎田中耕地遺跡は、14世紀後半から15世紀初頭を下限とする遺跡であり、周辺では最古段階に位置づけられる中世屋敷である（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009『斎田中耕地遺跡』）。また、福島久保田遺跡は、その次の段階に位置づけられる遺跡として高く評価され、陶磁器研究からも貴重な遺跡である。
- 3) 静岡県内の中世遺跡を対象に行われた悉皆調査は、その先駆けとなっている。経過説明については、小野正敏が詳しく述べている（小野正敏 2005「はじめに」『中世の伊豆・駿河・遠江－出土遺物が語る社会－』小野正敏・藤沢良祐編 高志書院）。また、県内では秋本太郎がいち早くこの手法を取り入れ、箕輪城発掘の成果としている（群馬県高崎市教育委員会 2008『史跡 箕輪城跡VIII－史跡箕輪城内容確認調査報告書－』）。
- 4) 玉村中世史研究会は、2009年12月に発足した共同研究会であり、未だその成果は未知数である。ただし、玉村地域の出土陶磁器を広く実見・検討することで、地域の編年作業も視野に入れている。本稿で使用した成果は、その基礎的な作業で得られた調査成果であり、その研究の方向性をさぐる試みでもある。未掲載遺物のカウント作業は、同会共同研究の一つとして、平成22年3月2日に黒澤照弘と飯森が行った。
- 5) 27号建物は当初9号建物に関連づけて考えていたため、付番していなかった。その後再検討を行い独立した建物に復活したため、番号が乱れてしまった。ご容赦願いたい。
- 6) 4類は辺ごとのバラツキが大きく、5度よりも北へ寄るもののが含まれるため、(5)度としてある。
- 7) 在地土器の年代比定に当たっては、内耳土器を秋本太郎、鉢を星野守弘の編年に従い行った（秋本太郎 2005『上野と周辺地器との関係－在地土器の分布論から探る－』『第1回内陸遺跡研究会シンポジウム資料集 海なき国々のモノとヒトの動き－16～17世紀における内陸部の流通－』、星野守弘 1996『鉢』『新編高崎市史』資料編3中世I 高崎市424頁）。
- 8) 未掲載遺物は、遺跡ごと調査区別に区分けされ、パンケースで箱積みされている。箱単位では、遺構ごとにビニール袋に入れ、荷札により分別される。カウント作業では、これらを開いて確認することとなったが、特定の遺物を拾い出し、別置きすることは現在の保管方法では無理であった。したがって、追認作業などが可能な状況は作れなかった。
- 9) 未掲載遺物調査の結果、10号井戸から取り上げられた遺物として、

在地系の鉢と初段階の内耳土器が共伴する状況があり、編年資料としても有効なものと認められた。しかし、10号井戸が遺構として確認できず、なんらかの混乱が推測される。今後、この資料を活用する際に問題を残している。

- 10) 北・南堀とも未掲載遺物は確認できず、掲載遺物もないことから、層位以外時期を確定する要素がない。また、出土遺物がないことは、調査を担当した斎藤氏の証言とも一致する。ただし、第2面水田が埋没土を被覆しており、第3面であることは間違いない。
- 11) 飯森康広 2011『斎田竹之内遺跡の中世屋敷と掘立柱建物群』『註2) 文献に同じ』。

引用文献

- | | | |
|-------------------|-------|-------------------|
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2003 | 『福島久保田遺跡・福島大光坊遺跡』 |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2005 | 『年報』24 |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2008a | 『福島飯玉遺跡』 |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2008b | 『福島飯塚遺跡』(2) |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2009 | 『福島大島遺跡』 |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2010 | 『斎田中耕地遺跡』 |
| 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 | 2011 | 『斎田竹之内遺跡』 |